○農林水産省令第十九号

国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）及び国有林野の活用に関する法律（昭和四十六年法律第百八号）を実施するため、不要存置林野の売払いについての国有林野の管理経営に関する法律施行規則及び国有林野の活用に関する法律施行規則の臨時特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十五日　農林水産大臣　吉川　貴盛

不要存置林野の売払いについての国有林野の管理経営に関する法律施行規則及び国有林野の活用に関する法律施行規則の臨時特例に関する省令の一部を改正する省令

不要存置林野の売払いについての国有林野の管理経営に関する法律施行規則及び国有林野の活用に関する法律施行規則の臨時特例に関する省令（昭和三十四年農林省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
この省令の施行の日から平成三十六年三月三十一日までの間において行われる一ヘクタール以下の不要存置林野（国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第二号の国有林野をいう。）の売払いについては、国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第四十号）第二十条第一項及び第二項、第二十二条第一項及び第三項、第二十三条並びに第二十六条第二項中「森林管理局長」とあるのは、「森林管理署長」とし、国有林野の活用に関する法律施行規則（昭和四十六年農林省令第六十一号）第十条第二項中「若しくは使用」とあるのは、「、使用若しくは売払い」とする。	この省令の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間において行われる一ヘクタール以下の不要存置林野（国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第二号の国有林野をいう。）の売払いについては、国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第四十号）第二十条第一項及び第二項、第二十二条第一項及び第三項、第二十三条並びに第二十六条第二項中「森林管理局長」とあるのは、「森林管理署長」とし、国有林野の活用に関する法律施行規則（昭和四十六年農林省令第六十一号）第十条第二項中「若しくは使用」とあるのは、「、使用若しくは売払い」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第三号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第十三条の規定に基づき、陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十五日　防衛大臣　岩屋　毅

陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則の一部を改正する省令

陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則（昭和三十四年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定に傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（防衛部の分課） **第四十三条**　防衛部に、次に掲げる課を置く。 防衛課 システム通信課（西部方面総監部に限る。） 訓練課 （防衛課） **第四十四条**　防衛課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十四　（略） 2　西部方面総監部の防衛課は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第六号まで、第九号、第十号及び第十二号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。 （システム通信課） **第四十四条の二**　システム通信課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 一　通信、暗号及び写真（航空写真を除く。）に関すること。 二　電波の使用計画及び監理に関すること。 三　方面隊の情報システムの整備及び管理に関すること。 四　通信工事の施行の受託及び実施に関すること。 （部及び課） **第五十八条**　師団司令部及び旅団司令部に、次に掲げる部を置く。 第一部 第二部 第三部 第四部 火力調整部（第四師団司令部、第六師団司令部、第八師団司令部及び第十四旅団司令部に限る。）	（防衛部の分課） **第四十三条**　防衛部に、次の二課を置く。 防衛課 訓練課 （防衛課） **第四十四条**　防衛課においては、次の事務をつかさどる。 一～十四　［同上］ ［項を加える。］ ［条を加える。］ （部及び課） **第五十八条**　師団司令部及び旅団司令部に、次に掲げる部を置く。 第一部 第二部 第三部 第四部 火力調整部（第八師団司令部及び第十四旅団司令部に限る。）